

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

アンケートの趣旨

今後の制度の見直しに向けて、入札に参加していただいている事業者様のご意見を参考にさせていただきたく、アンケートを実施しました。

アンケートの概要

○対象業者

主な発注業種である以下の対象業種に入札参加登録している市内業者(電子入札の利用者登録をしていない業者を除く)(351者)

対象業種:土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、舗装、塗装、造園

○受付期間

平成25年11月1日(金)～平成25年11月15日(金)

○提出方法

- ①メールでの提出
- ②ファックスでの提出
- ③郵送での提出
- ④契約課窓口への持参

回収率

41.6%(351者中146者回答)

集計にあたってのお断り

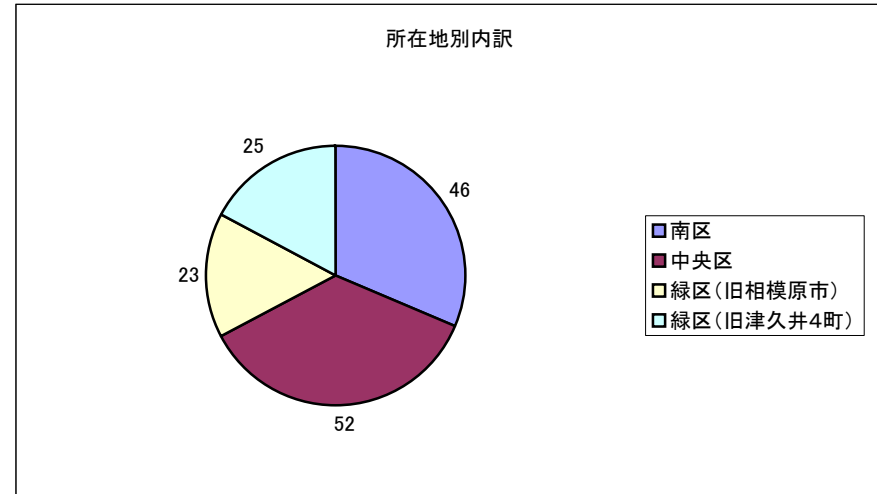
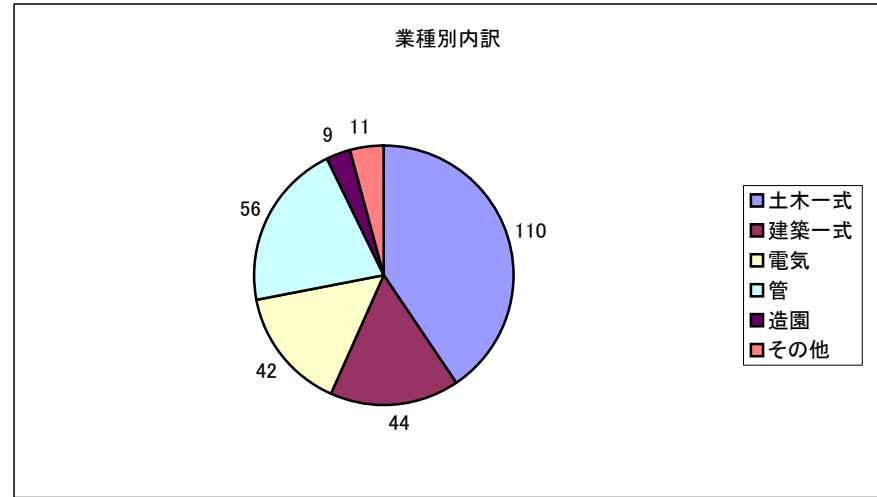
○回答の趣旨が同じものについては、集約させていただいております。

○質問の趣旨に沿わない回答については、集計から除外させていただきました。ただし、ご意見としては承り今後の参考とさせていただきます。

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

アンケート回答者内訳

業種	ランク	事業所の所在地				計	合計
		南区	中央区	緑区(旧相模原市)	緑区(旧津久井4町)		
土木一式	A	7	10	3	3	23	110
	B	4	2	4	5	15	
	C			4	3	7	
	D	3	1	2	4	10	
	他					0	
	計		14	13	13	15	
建築一式	A	6	4			10	44
	B	1	2		1	4	
	C		1	1	1	3	
	他		4		1	5	
	計		7	11	1	3	
電気	A	3	6	2	1	12	42
	B	1	1	1	1	4	
	他	3		1	1	5	
	計		7	7	4	3	
管	A	4	6	3		13	56
	B	4	1		2	7	
	他	2	4	1	1	8	
	計		10	11	4	3	
造園		4	5			9	9
その他		4	5	1	1	11	11
合計		46	52	23	25	146	146



平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

1 入札の参加辞退について

指名競争入札の指名通知を受けたが入札を辞退(入札書不着を含む)したことや、一般競争入札の参加申請をしたが入札を辞退(入札書不着を含む)したことについて、理由をお聞かせください(辞退したことがない場合は回答不要です)。

1-1 指名競争入札で入札を辞退したことがある場合の理由(複数回答可)

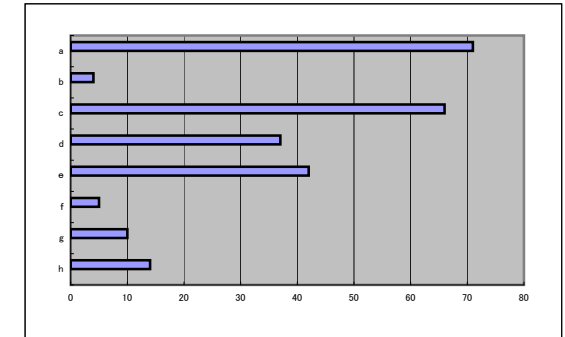
- a 公表されている予定価格を見て、採算が合わない。
- b 施工上の難易度が高く、自社にとっては施工が困難。
- c 現場代理人や技術者の不足。
- d 労務者の不足。
- e 手持ち工事制限があることを考慮し、参加を見合わせた。
- f 指名されているのを承知していなかった。
- g 入札日時を勘違いしていた。
- h その他

人員不足のため。

積算する時間がなかった。

件数

a	71
b	4
c	66
d	37
e	42
f	5
g	10
h	14
	3
	2



1-2 一般競争入札で入札を辞退したことがある場合の理由(複数回答可)

- a 工事の内容から、採算が合わない。
- b 施工上の難易度が高く、自社にとっては施工が困難。
- c 現場代理人や技術者の不足。
- d 労務者の不足。
- e 手持ち工事制限があることを考慮し、参加を見合わせた。
- f その他

積算する時間がなかった。

施工上の不安があるため。

その他

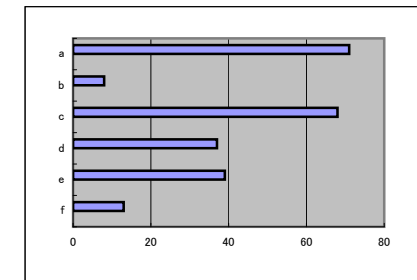
入札書の提出日を間違えた。

実勢価格を反映した積算になっていない。

人員不足のため。

件数

a	71
b	8
c	68
d	37
e	39
f	13
	4
	4



平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

2 条件付一般競争入札の拡大について

現在、予定価格250万円超1000万円未満の工事については、予定価格を事前公表し、見積り期間を10日間から5日間に短縮して、指名競争入札により入札を行っていますが、一部、一般競争入札を試行しているところです。今後の検討にあたり、ご意見をお聞かせください。

2-1 指名競争入札から条件付一般競争入札へ移行することについて

- a 条件付一般競争入札に移行すべきである。
- b 指名競争入札を継続すべきである。
- c わからない



「条件付一般競争入札に移行すべきである。」とする理由

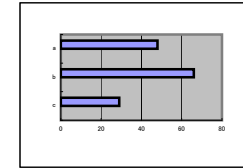
- 受注機会の確保のため。
- 受注者に適正な見積りを求めることが必要である。
- 公平性の確保のため。
- 自社の都合で参加できる。
- その他
- 指名競争入札とする理由が判らない。
- 競争性がさらに増す。

「指名競争入札を継続すべきである。」とする理由

- 施工場所近隣業者の施工にメリットがある。
- 小規模事業者保護のため。
- 専門業者保護のため。
- 入札参加者が少なくなる。
- 短い入札期間にメリットがある。
- 施工能力、実績を踏まえた指名により品質が向上する。
- その他
- 今までどおりで影響はないため。
- 一般競争入札に馴染めない事業者も実際に存在すると思われるため。

件数

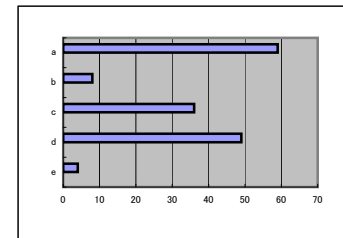
- a 48
- b 66
- c 29



- 8
- 7
- 5
- 3

件数

- a 59
- b 8
- c 36
- d 49
- e 4



2-2 指名競争入札から条件付一般競争入札に移行した場合の予定価格の公表時期と見積り期間について（設計図書は現行どおりの前提でお答え下さい。）

- a 予定価格を事後公表とした場合、見積り期間は建設業法の規定どおり10日間必要である。
- b 予定価格を事後公表としても、見積り期間はこれまでどおり5日間で見積りが可能である。
- c これまでどおり予定価格を事前公表すれば、見積り期間は5日間で見積りが可能である。
- d これまでどおり予定価格を事前公表としても、見積り期間は10日間必要である。
- e その他

工事の内容により10日間でも不足する場合がありますのでその都度慎重に見積り期間を定めてもらいたい。
 単独の場合では5日は最低限必要な見積り期間だが、複数案件を重複して見積りる場合には余裕が無く取捨択一を迫られるにも関わらず重要な判断基準となる採算性を軽視せざるを得ない状況なので、条件にかかわらず10日程度の確保が望ましい。

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

3 配布図書の見直しについて

現場状況や採算性等を考慮した施工可能な実行予算での入札を求め、本来は参加者が個別工事毎に自由に考えるべき部分である一位単価表を非公開とする試行を実施しております。

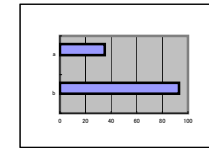
現在のところ、直接工事費計や共通仮設費の積上げ分などを事前公表しておりますが、試行の趣旨を踏まえ、こうした経費の事前公表を行わないことも検討しております。

3-1 入札に際しての一位単価表の必要性

- a 必要ない。
- b 必要である。

件数

a 35
b 93



「必要である。」とする理由

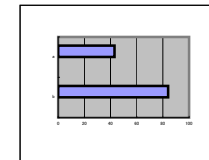
発注者の設計意図が把握でき、落札後のトラブル防止になる。	16
実行予算算出において参考になる。	7
予定価格や最低制限価格(調査基準価格)があるため。	7
積算時間短縮のため。	7
透明性確保のため。	3
その他	
歩掛の中で数量が変わっていることがあるため。	
市独自単価等の場合不明点が増えるため。	
一定の品質を維持するため、必要である。	
設計図での各工事部の表現が乏しいため。	
図面と設計書の組合せや整合がとれているかわかるため。	

3-2 入札に際しての直接工事費や共通仮設費の積上げ分などの事前公表の必要性

- a 必要ない。
- b 必要である。

件数

a 43
b 84



「必要である。」とする理由

発注者の設計意図が把握でき、落札後のトラブル防止になる。	16
実行予算算出において参考になる。	10
予定価格や最低制限価格(調査基準価格)があるため。	6
積算時間短縮のため。	4
透明性確保のため。	7
その他	
仮設積上分の考え方が複雑なため。	
安全性を増す上で必要である。	

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

4 総合評価方式について

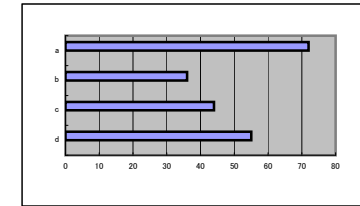
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式について、本市でも、平成19年度から試行導入しています。総合評価方式は、価格と品質が総合的に優れた契約の相手方が選定できる入札の方式ですが、発注者・受注者双方の事務負担などの課題もあると捉えており、こうした課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

4-1 総合評価方式の入札への参加実績(複数回答可)

- a 総合評価方式の入札に参加したことがある。
- b 総合評価方式の入札で参加できる案件があったが、参加しなかったことがある。
- c 総合評価方式の入札に参加申請をしたが、入札を辞退したことがある。
- d 総合評価方式の入札に参加したことがない。

件数

- a 72
- b 36
- c 44
- d 55

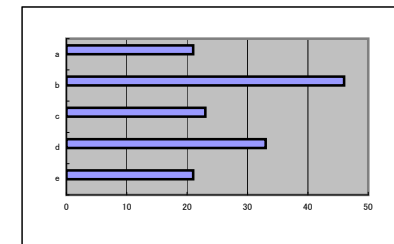


4-2 総合評価方式での発注の対象件数

- a 拡大(件数を増加)して欲しい。
- b 現状維持でよい。
- c 縮小(件数を減少)して欲しい。
- d 総合評価方式は不要。やめて欲しい。
- e その他

件数

- a 21
- b 46
- c 23
- d 33
- e 21
- 3
- 3
- 2
- 2
- 2
- 2



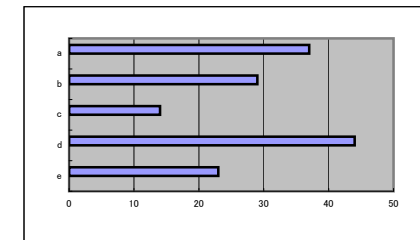
受注の見込みが立たない案件に労力を割くことはできない。
 通常案件と比較し落札率が低下するため、業者のメリットがない。
 ランク別の総合評価とするべきである。
 受注者が偏る傾向がある。
 負担が大きいため、小規模工事は対象としないで欲しい。
 難易度が高い工事に適用するべきである。
 その他
 どういう条件であろうと入札者が対等に競争出来る条件にしてもらいたい。
 すべて特別簡易型にすべきである。

4-2-1 4-2の回答の理由(複数回答可)

- a 工事の品質確保につながる。
- b 工事の品質確保に対する意欲が向上する。
- c 入札に際し、現場の状況などを十分把握するため、施工開始がスムーズになる。
- d 課題や問題点がある。 → 4-8で内容を記入してください。
- e その他

件数

- a 37
- b 29
- c 14
- d 44
- e 23
- 2
- 2
- 2
- 2



施工業者の能力向上と企業の成長につながる。
 通常案件と比較し落札率が低下する。
 技術評価点の得点が見込めないため。
 通常工事と変わらない。

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

その他

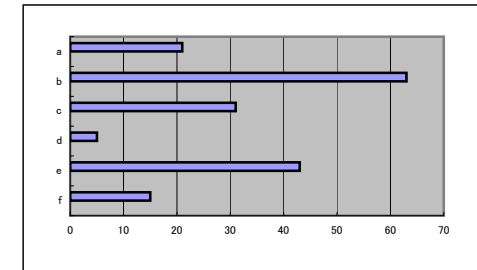
過度の価格競争を防ぎ、総合的に高品質の施工を行うことが出来るため。
 向上心のない会社や不良業者がくじ運だけで落札できるのはよくない。
 事務負担が大きすぎる。
 参加する気にならない。
 簡易な施工計画はやめるべきである。

4-3 総合評価方式案件への参加意欲(複数回答可)

- a 積極的に参加したい
- b 案件の内容により参加を検討する。
- c 技術者の配点など、技術評価点で高得点が見込めれば参加する。
- d 価格での競争性もあり、極力参加したい。
- e 事務負担があり、参加は見合わせたい。
- f その他

件数

- a 21
- b 63
- c 31
- d 5
- e 43
- f 15



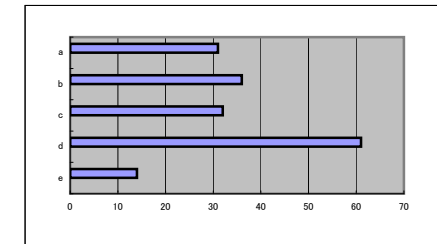
現状の方式では、参加する意欲は殆どない。問題が多く今後も実施する意向であれば、早急
 な改善が必要であると考える。
 最低制限が無くなるのであれば参加したい。
 参加する気にならない。
 採算ベースがどうか問題である。
 小規模のため、参加できない。

4-4 総合評価方式の実施による影響(複数回答可)

- a 優良な工事成績の取得に一層努めるようになった。
- b 技術者の能力向上に努めるようになった。
- c 各評価項目の加点を意図して取得・加入したものがある。
- d 特に変化はない。
- e その他

件数

- a 31
- b 36
- c 32
- d 61
- e 14



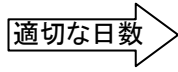
施工条件上で工事成績の高得点が望めない案件、高得点所持の技術者が工事期間中の場合
 等は、入札を見合わせる傾向になる。
 参加意欲がなくなる。
 意識向上につながる。
 評価を受ける側としては、かなりの負担を感じている。
 入札参加を見合わせる事が増加した。限定した業者しか取れないようになっている。

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

4-5 技術資料作成期間について

4-5-1 標準型の技術資料作成期間

- a ちょうどよい
- b 短い
- c 長い



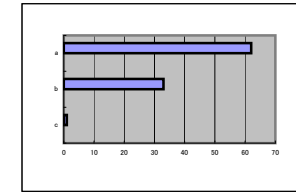
適切な日数 営業日

※参考:H25の提出期限 9営業日

7
10
12
14
15

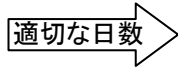
件数

- a 62
- b 33
- c 1
- 1
- 3
- 6
- 12
- 1



4-5-2 簡易型の技術資料作成期間

- a ちょうどよい
- b 短い
- c 長い



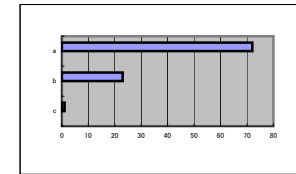
適切な日数 営業日

※参考:H25の提出期限 7営業日

5
8
9
10
12
14

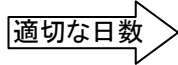
件数

- a 72
- b 23
- c 1
- 1
- 2
- 3
- 9
- 1
- 1



4-5-3 特別簡易型の技術資料作成期間

- a ちょうどよい
- b 短い
- c 長い



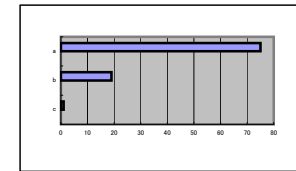
適切な日数 営業日

※参考:H25の提出期限 5営業日

3
6
7
8
10

件数

- a 75
- b 19
- c 1
- 1
- 3
- 11
- 1
- 2



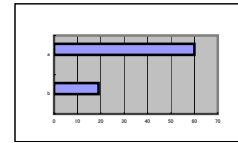
平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

4-6 簡易な施工計画の課題設定について

- a 適切な課題設定となっている。
- b 適切ではない課題設定のものがあつた。

件数

a 60
b 19



「適切ではない課題設定のものがあつた。」とする理由

工期短縮についての課題は、安全面の影響を考えると適切ではない。	3
課題が限定的であり、業者が有する高い技術力の部分の施工計画を記載できない。	2
その他	
発注者が意図する期待される効果が読み取れない文章があつた。	

4-7 評価項目として必要ないと思う項目

評価項目として必要ないと思う項目があれば記入してください。

評価項目	必要ないと思う理由(主なもの)	件数
簡易な施工計画	自社施工をしていなければ、施工計画も下請けにまかせているのが現状である。 採点が不明瞭である	3
工事成績	大手を下請けに使うと工事成績が良くなっていて、下請けの技術力である。	1
ISO9001	工事の品質を担保するには技術者を含め過去の工事成績が最も重要である。	3
ISO	企業によっては、取得が不可能な場合がある。品質等の管理においては、工事成績で対応できるはずである。	3
ISO14001	入札参加資格者数の全体で取得している数が1割程度のため。	2
技術者の工事成績	技術者は下請けの管理と安全管理のみで、現場の施工管理は下請け任せになっている方が成績が良いため。	1
建設機械の保有の有無	建設機械の保有を評価項目にすることは、特定の業者が得をすることとなり公平ではない。	3
ボランティア活動の実績	総合評価の趣旨である技術者の能力向上と全く関係がない。	3
障害者の雇用状況	市内の大多数を占める中小企業には厳しい条件のため。 現場での雇用が難しく、中小企業での事務職は一人で多くのことができなければならないため無理がある。	12
男女共同参画への取組の実績	中小企業には、負担が大きい。 総合評価の主とする目的から評価基準が外れており、業者の経営運営状況にあっていないため。	7

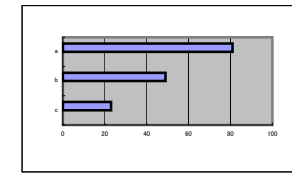
平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

4-8 総合評価方式の課題や問題点(複数回答可)

- a 事務負担が大きい。
- b 経費負担が大きい。
- c その他

件数

- a 81
- b 49
- c 23
- 4
- 2
- 2
- 2
- 2
- 1



- 提出書類や提出方法の簡素化が必要である。
- 落札率が低下傾向となる。
- 評価の客観性に疑問を感じる。
- 評価項目によっては、品質確保の効果が疑問である。
- 失格基準価格の設定方法が適切ではない。
- 評価項目の追加は公平性のためにも早めに周知して欲しい。

4-9 課題解決のための意見

4-8で課題や問題点があるとした場合、課題解決に向けた意見・要望があれば記入してください。

- 失格基準価格の見直しが必要である。
- 提出書類や提出回数を軽減すべきである。
- 設計価格及び歩掛の妥当性の検討が必要である。
- その他
- 技術者の経験や評価点が低くても受注の可能性が有るようにして欲しい。
- すべての業種を同じラインで考えずに、その業種の発注量や工事内容、特色や専門性をもっと重要視して欲しい。
- 自社施工か下請け施工を明記し、下請けの総合点数が元請けより高い場合は減点もしくは評価しないなどの、受注業者の技術力に重点を置き、下請けの管理能力と分けて考えるべきである。
- 本数を減らすべきである。
- 学識経験者の意見聴取を評価段階で追加する等の配慮を行うと共に、どの段階で何名の学識経験者に対して意見聴取を行ったか等の客観性の明示がなされるべきである。
- すべてを特別簡易型にするべきである。
- 評価項目を簡素化して欲しい。
- 不良申告法人など、税務署が評価するようなものを入れたらどうか。
- 地域性を考慮して多くの人に参加できるようにした方が良いのではないか。

- 4
- 3
- 3

4-10 相模原市の総合評価方式について、ご意見がありましたら、ご記入ください。

- 評価の客観性の確保と評価結果の周知が望まれる。
- 持ち点により受注の可能性が低いことがわかり、入札意欲がなくなる。
- ランク別の発注をして欲しい。
- 市内業者向けの総合評価は廃止して欲しい。
- 事務負担を軽減して欲しい。
- 失格基準価格を引き上げて欲しい。
- 失格基準価格の設定方法を見直すべきである。

- 6
- 4
- 3
- 3
- 3
- 2
- 2

平成25年度 相模原市公共工事入札参加業者アンケート集計結果

落札業者が偏る。	2
インセンティブ発注を増やして欲しい。	2
市への貢献度を高く評価して欲しい。	2
その他	
一位単価表を公表しない入札のやり方を見直すべきである。	
工事成績の評価対象を市内に限定すべきではない。	
総合評価方式の趣旨をふまえ、対象件数を拡大し、低価格(調査基準価格未満)で契約した案件の上限を4件とし、ペナルティ(-1.0)を廃止するべきである。	
現在の建設業界の常識でもあり、この程度の事務作業などは建設会社の力量を図るためには、簡単な部類の作業だと思います。金額だけではない企業資質を判断するためにはもっと厳しい課題があってもいいと思います。当社では国の仕事もしていますが他の行政はもっと厳しいプレゼン課題が多くあります。私たちももっと研鑽を重ねて望まれる企業になりたいと思います。	
単に最低制限価格の当てあいの競争ではなく適正価格で適正業者が受注できる様な環境を整えて欲しい。	
全国的に見ても、総合評価方式の導入によって施工計画の記述に対する対策に重点を置くことで、安全面が軽視され労働災害が増加傾向となっていることと、相模原市民の安全安心の為の災害緊急活動業者の活動を衰退させるので総合評価方式は相模原市にはなじまない。	
市内業者の技術力は大差ないので、市民目線で評価し、施工計画よりも、価格と社会性に重点を置き、市民生活の安全安心に貢献する企業を育てるような内容に変えるべきである	
神奈川県発注の総合評価方式にリンクしてはどうか。	
過去の工事実績によらず、新規案件に対しての評価できる技術点を設けるなど、技術点の二極化を解消する努力をして欲しい。	
現在は請負本数、上限金額が決められていますので、総合評価方式に重点を置いている業者が受注できれば、良いと思います。	
品質の良い製品を作るうえで事務負担、コストアップになるのは逆行しているのではと思います。	
難工事対象になるような工事だけを総合評価にするべきである。	
レベルの高い業者は良いが、レベルの低い業者がいなくなってしまう。	